

令和6年第14回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和6年10月15日（火）
- 2 場 所 宝塚市立中央公民館 208号室
- 3 開会時間 午前9時30分
- 4 閉会時間 午前10時10分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に参加した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	藤井 明人	スポーツ振興課長	赤松 裕介
社会教育部長	番庄 伸雄	教育企画課係長	板垣 慎一郎
管理部次長	池本 和義		
学校教育部次長	前田 政子		
学校教育部次長	西口 信幸		
学校教育部次長	山下 昌裕		
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
議案第22号 宝塚市特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて
議案第23号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて

会議の概要

開会 午前 9時30分	
赤井教育長	令和6年第14回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられます。
赤井教育長	それでは、傍聴される方に、注意事項を申し上げます。 教育委員会の会議を傍聴される方は、宝塚市教育委員会傍聴人規則の規定により、次の行為が禁じられています。 (1) みだりに傍聴席を離れること。 (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。 (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 (4) 飲食を行うこと。 (5) 許可を受けないで撮影、録音等を行うこと。 (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。 以上の規定を守らない場合には、私から注意を促し、改めない場合は退場を命ずることがあります。 退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければなりません。 また、会議の進行の妨げになりますので、審議途中での会議室への入室、退室はできません。入室及び退室は、係員の指示に従ってください。 よろしくお願いいたします。
岡本課長	本日の署名委員は石井委員です。よろしくお願いいたします。 本日の付議案件は、議決事項2件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。 本日の付議案件は、議決事項2件となります。 案件については、一覧のとおりです。 審議の順番としましては、議案第22号、議案第23号の順でお願い します。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
赤井教育長	それでは、議案第22号 宝塚市特別支援学校条例の一部を改正する条例

の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長

議案第22号 宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、本市の特別支援学校である宝塚市立養護学校の名称を令和7年4月1日から宝塚市立たからづか支援学校に変更するため、宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を制定することについて、市議会議案の提出について市長に意見を申し出るものです。

議案書の方をご覧ください。

新旧対照表の方に、第1条で宝塚市立以下養護学校（以下、養護学校）とありますが、宝塚市立たからづか支援学校（以下、支援学校）に変更しようとするものです。併せて第1条で略称を設けておりますので、第2条と第3条で養護学校という文言を、それぞれ支援学校と改定しようとするものです。

資料の方をご覧ください。

これまで6月と先月の9月の協議会の際にもご説明申し上げているところですが、改めてこれまでの経緯をご説明します。

養護学校、特別支援学校についてですが、元々平成19年4月1日施行の学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、特別支援学校制度が創設されました。それまでは聾学校、盲学校、養護学校という名称で呼ばれていたものが「特別支援学校」ということで名称が変更されています。法改正に合わせまして、当時設置されていた学校については全国的に見直しが行われましたが、本市の特別支援学校、養護学校につきましては、保護者・地域からの意見で名称が変更されていないまま今に至るということです。

ただし、2 阪神間各市の状況としまして、近隣市で言うと、尼崎市立養護学校が西宮市田近野町から尼崎市東難波町への移転に合わせ、「あまよう特別支援学校」に名称変更されています。平成31年です。

続きまして、西宮市立西宮養護学校が建替工事に合わせて「西宮市立西

宮支援学校」に名称変更されています。これは令和3年でございます。

このような状況を踏まえまして、宝塚市立養護学校におきまして、令和6年5月22日開催の令和6年度第1回学校運営協議会において、校名について議論していくこと、また、校名変更に関する実行委員会を立ち上げることが決定されました。

校名変更の協議会の中で、1回目のアンケートを取ろうということで、令和6年6月12日付のものが学校運営協議会の会長名、令和6年6月26日付のものが宝塚市立養護学校長名のものですが、同じ内容のアンケートが実施されております。

アンケートの結果ですが、資料の11ページになります。

校名のアイデアと「校名における思い・願い」といったもので、まとめておるところです。

大きくは、一つ目「たからづか」という名称を使うものと、二つ目として「市花（すみれ）」を示すものと、三つ目としてその他色々名前があるのですがその中で、宝塚市立養護学校の愛称ですが“ほうよう”と言うのが記載をされているところなんです。

注目いただく点は、一番上のところなんです。

また、「校名における思い・願い」の中で、全国の摂食障害に関する研修会のことだと思うのですが、関東の方から未だに学校名に「養護」の名称を使用していることに驚かれた、との記載もありました。

この辺りを含めて、校名について皆様にご検討いただきました。

第1次アンケート結果を踏まえ、第2回学校運営協議会において校名変更について熟議されています。

大きく検討されたのは3点です。1つ目が特別支援学校であるが、「特別」の表現は外したいというご意向が示されています。

2つ目、市花ですが「すみれ」ですが、すぐ近くの市立子ども発達支援センター内に「すみれ園」というのがありまして、そちらの名前と混同してしまう恐れがあるため「すみれ」の名称を外すという検討をされています。

以上を踏まえ、最終的に「宝塚市立宝塚支援学校」と「宝塚市立たからづか支援学校」の2校名称で、第2次アンケートを実施されております。それが8月23日のこととなります。

今回の資料の、一番最後のところをご覧ください。

アンケート結果最終ですけれども、45人の方から回答がありました。

漢字の「宝塚」が良いという方が9名、ひらがな「たからづか」が良いという方が36名という結果となっております。

各校名に関する意見がそれぞれございまして、漢字の「宝塚」は小学校から中学校まで児童生徒が通うことを考えたら漢字の方が望ましいのではないか、というご意見です。ひらがな「たからづか」が良いという意見に関しましては、なじみやすい・親しみやすいという、小さい子どもでも読めるという、その辺りでご意見をいただいています。

松浦委員 最後の、アンケート結果がないですね。

赤井教育長 今の説明してもらった部分の資料が、配布されていますか。

石井委員 ひらがな「宝塚市立たからづか支援学校」が36人で、漢字「宝塚市立宝塚支援学校」が9人ですか。

岡本課長 すいません、不足している資料については後程、ご用意させていただきます。

アンケート結果を踏まえまして、学校運営協議会の皆様とメールのやり取りをして、誰にでも分かりやすく、親しみやすいため、という理由でひらがなの「たからづか支援学校」と校名を決定されております。

これを踏まえまして、教育委員会としましても学校名を変更する方向で事務手続きを進めていきたい、ということで今回、条例案を提案させていただいているところです。

資料に至らぬところがありまして、申し訳ありませんでした。

よろしくご審議賜りますよう、お願いします。

赤井教育長 説明は終わりました。

何か質問があればお願いします。

木野委員 資料があるなら、資料を見てから判断したいですね。

- 赤井教育長 それでは、議案第22号は後程、資料が整い次第再度ご審議をいただくとしまして、2つ目の議案、議案第23号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。
- 番庄部長 議案第23号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明申し上げます。
- 本件は、宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年12月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に意見を申し出るものです。
- お手元の資料の、条例の新旧対照表をご覧ください。
- 17ページになります。
- 本件は、令和6年8月に国際ライフパートナー(株)が、宝塚市立花屋敷グラウンドのテニスコートに夜間照明を新設設置致しましたので、宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正するものです。
- 改正の内容は、当該条例に、「テニスコート夜間照明」を追加し、1時間につき300円、という項目を追加するという趣旨のものでございます。
- 併せて18ページにおきまして、現行と改正案の追加した項目が明示できるような新旧対照表付けております。
- 宝塚市立花屋敷グラウンド附属設備の夜間照明の利用料金につきましては、既存の宝塚市立スポーツセンターのテニスコートの夜間照明と同額の利用料金を設定することとしました。現時点におきましても、宝塚市立スポーツセンターのテニスコートにつきましては、1コート1時間当たり300円、としております。
- なお、夜間照明の適用の日でございますが、令和6年4月から宝塚市立花屋敷グラウンドの指定管理者として指定している国際ライフパートナー(株)が、指定管理期間中の分割購入という形で、あくまでも指定管理者が独自に設置したものということで、その夜間照明料金を国際ライフパートナーは還元の費用に充てていく、という構図になります。

提案理由の説明は以上です。

少し補足ですが、あくまでも指定管理者が自らの資金を使い設置いただいた、それによって市民の利用のサービスが向上した、という構図でございいます。あとは利用料金をしっかりと受け取っていただいて、その項目に充てていただいくということで、PMI というやり方になるのですが、そのような形で成功させていきたいと考えています。

一方で、指定管理者につきましては当然指定年限がございいますので、4年後に変わる可能性がございいますので、4年後までに償還を終えて、宝塚市の方に無償譲渡していただくということにしていきます。

説明が前後しましたが、19ページに少しその辺のことを資料としてお示ししております。

19ページをご覧ください。

1番目、経緯については、使用料の改正を行うというものです。

2番目、内容については、花屋敷のテニスコートの部分です。利用料金については1時間1コート300円ということです。実施時期につきましては、本年度の12月の議会に付議し、議会の議決後、2025年1月から適用するとしています。ただし、利用者への周知期間がございいますので、現在、指定管理者とも協議を行っております。

今回につきましては、仕事帰りの社会の方がこれまでは夜暗いということで使えていなかったテニスコートが、夜間利用の拡大が見込めるということで、テニス競技の普及・啓発につながるものとして評価しております。

なお、当該附属設備は、指定管理期間終了後、市に無償譲渡される予定です。条例改正が議決された後、覚書を締結いたしまして、4年後の担保を取っておくこととしております。

他市の状況についても、調べました。

西宮市につきましては、15分間・1コート110円、1時間ベースでいくと440円、尼崎市では30分ということで1時間ベースでいくと200円、川西市が400円、三田市が300円、猪名川町が500円と

いう状況になっております。

それぞれ地の利であるとか、利用状況については異なるものがございますが、概ね300円という現在の金額については、他市や近郊を見てもある程度、説明できるものではないかと考えております。

説明は以上となります。

よろしくご意見賜りますよう、お願いします。

赤井教育長 ありがとうございます。何かご質問等ありますか。

木野委員 質問ですが、夜間というのは、時間時刻によって決まるのか。季節によって、夏は18時ぐらいまでとか、あるいは自分着付けるのかとか、その辺のルールはどうなっていますか。

番庄部長 現在は指定管理者が18時30分になって照明を着けるんですが、プレーヤーの安全が第一ですので、やはり季節に合わせて暗くなったら着ける、という運用をしているのが実態です。

何時から付着始めるかについては、極め細かく分単位で、今日の日没は何時だとか、薄暮は何時だとか、特に判断基準はありません。

天候が悪ければ早く暗くなりますので、その辺りは柔軟な運用を取る形でやらしていただいています。今後、細かい運用については、指定管理者と十分協議していきたいと思います。

木野委員 プレーヤーの安全ですね。

番庄部長 プレーヤーの安全が第一です。

木野委員 プレーヤーがけちって、照明を着けたくないという時は。

番庄部長 当然、了解を取った上で、料金を徴収させていただきます。怪我されてしまっただけは何の意味もありませんので。

赤井教育長 他に何かご意見はございますか。

石井委員 この周知期間ですが、12月議会を経て1月から周知スタートということですが、もっと早く周知できるような何か方法はありそうですか。

番庄部長 一つのやり方として、前倒しで周知していく方法もあろうかと思います。ちなみに昨日、夜間利用のモニターをやっています。無償でテニス教室を開いていて、お試しを重ねているという状態のようです。

それをもって周知と呼べるのかどうか、その辺りは指定管理者と十分協議をしていこうと思います。夜間利用は直ちに採算があるかと思うので、今後資金計画も含めて1月から直ちに夜間照明の利用料徴収をしてくださいともなかなか言いにくいところであるのですが、ここはまずは条例上、1月から夜間照明料金を取れる状況にしておく、ということを私たちの目標にしています。

あとは周知期間について、今後協議していき、ご意見いただきましたので、その辺り丁寧に協議していきます。

石井委員 これ12月議会で1月の広報誌に掲載するにはスケジュール的には可能ですか。

番庄部長 議会ルールでいきますと、議会の議決を経ないまま事前に周知というのはなかなか難しいことです。今できることとすれば、例えば今日からゆるやかに料金を取るようになります、ということを周知していくようなやり方もあるのかな、と思います。

なかなか条例ができていないのに、広報誌に載せるのは難しいかなと思います。

石井委員 いや、12月議会で可決したという前提で行けば、1月の広報誌には間に合うのでは。年末に配られるので、周知には丁度良いと思います。

赤井教育長 ちょっと事務スケジュール的には厳しいですね。

番庄部長 議会との信頼関係もありますので、議決を経ないことを分かっているのか、と後でお叱りを受けることも過去経験があります。もう出来上がっているなら何のために議決するんだ、ということになりますので。そこは議会の皆様に丁寧な説明をしたうえ、周知していくのか。あるいは議決をしっかりしていくか。

ただ、やっていること自体は、利用者の向上につながりますので。

石井委員 まあ広報誌は2月ですね。

池本次長 体面的には早くてもそうなります。

赤井教育長 よろしいでしょうか。

条例に規定するのは1月からでいいと思うのですが、1月からの周知で本

番庄部長

当にいけるのかというのは相手さんと丁寧にしないと、実際に「取る分」と「取らない分」と違いが生じたらいけないから、そこは「いつから」というのをきちっと明確にした上で、しっかりと周知した上で徴収しないとトラブルになる原因になる可能性が高いので、しっかりと条例の規定と実際に徴収する、というのは周知を必ずやってほしいと思います。

承知しました。

いただいた意見につきましては、きちんと指定管理者と協議した上で、事務的な日程についても周知期間については整理して行きたいと思います。その上で、議会の方にも説明して行きたいと思います。

春日井委員

関連質問で教えて欲しいのですが、指定管理者という話がありますが、独立採算で4年間でという話で、委託をするときの市からの委託料は決まっているのですか。

番庄部長

指定管理者制度ですので、5年間で指定管理料を市からお渡ししています。

春日井委員

5年間ですか。

番庄部長

5年間の約束です。

債務負担行為と言いまして、予算を確保した上で、毎年の予算内で、収支計画を作ってくださいというものです。

今回の措置は、あくまで追加で事業者が提案してきたものです。年間の指定管理料には入っておりません。

春日井委員

指定管理料ですか。

番庄部長

指定管理料には、日常管理上の必要な項目は金額として含まれているのですが、備品等設置に関する費用は含まれていません。あとは業務上の委託です。

春日井委員

5年間契約で、年間幾らという額が市から払われている。幾らくらい払われているのですか。

凡そでいいです。

番庄部長

調べて、後程、ご報告します。

石井委員

これからナイター利用はできます、みたいなことは周知しているんです

か。そういう事も、出来ませんか。でも、既に夜間利用をやっているんですよね。

番庄部長 テストでやっています。

石井委員 利用料に触れなければいいのではないですか。

番庄部長 利用料に触れなければ、金額が決定していなくても何時ぐらいから夜間使用ができる予定です、みたいなのは可能だと思います。

石井委員 ナイター利用は出来ますか。要は使えなかった人が利用できるようになる、それだけでも告知できれば、運営側はまだマシかな。

赤井教育長 指定管理料は分かりますか。

池本次長 指定管理料ですが、前の期の分になってしまいますが、令和4年度決算で1千798万円、国際ライフパートナーに対して年間の指定管理料を支払っています。

春日井委員 年間ですか。

池本次長 それスポーツ施設統括して、ですか。テニスコートだけじゃないですね。

春日井委員 花屋敷のグラウンドとテニスコートの一体の指定管理料です。

春日井委員 なるほど。結構な額ですね。

赤井教育長 分かりました。

赤井教育長 よろしいでしょうか。

高田部長 他、何かございますか。

高田部長 さっきの木野委員の質疑に関してですが、照明が点灯される時間というのは季節によって、というのは日の長さが違うからだということだと思うのですが、指定管理者の任意の時間設定でその時の曇り方で判断して照明を付ける、っていう話があったと思うのですが、料金設定する上で、指定管理者が「これ暗いな」と思ったら着けて、「これまだいけるな」と思ったら着けずに、それによって料金発生がする・しないというのは、後のトラブルの原因にもなるのではないですか。

高田部長 利用者側は、いやこんなんでは着けなくていいのに勝手に着けたから料金が発生したんだ、ということにならないかなと思うんですね。

高田部長 そもそも今まで夜間開放してなくて、これから夜間開放しますよというこ

とは、時間延長した時間がおそらく「夜間」という認識になると思います。そこから一定の料金が必要になってくるような気がするんですが、そうした意味のご質問のだったと思うのですが。

木野委員

いや、そういったことは何も意図していません。

高田部長

そうですか。

番庄部長

分かりました。

全てのご指摘を受けた上で、整理していこうと思います。

あくまでもプレイヤーファーストです。

ただ一方で、変な利得というか、そんなことにならないように配慮していかないといけないと思っています。納得と了解の上で、照明を着けていくということになりますが、一方で利用者の安全というのはきちんと守っていかないといけないので、その辺りをしっかり協議していきます。

前例として現在も、宝塚市立スポーツセンターの夜間照明をやっていますので、その辺りのノウハウを見ながら整理していこうと思います。

高田部長

他市の実態も確認しておいてください。

番庄部長

分かりました。

高田部長

料金発生するので、そこだけは同じ問題が発生するので。

赤井教育長

今、グラウンドの方のナイターあるじゃないですか。あれはナイターをする曜日を限定してないですよ。申し込みがあって利用があったら、夜でも使えるのですよね。

番庄部長

はい。

赤井教育長

今まで以上に、テニスコート、テニスの利用者は多いと思うので、ナイター利用する日が多くなると思うのですが、近隣地域への説明が必要ですね。夜に交通量が今まで以上に増える可能性が高いので、そこは近隣地域に対する説明とかもししっかりとやっておくようにしてください。今、まだ近隣地域への説明には何も動いてないよね。サッカーよりもテニスの方が、夜、来られる可能性が高いので。

番庄部長

一定、近隣地域への説明はしておりますが、しっかりした周知というところまでは出来ていないと思います。現時点で既に夜間照明設置はされてい

赤井教育長

ますので、後は地域の方に受け入れられるように。地域の方も使っておられますので、徐々に浸透していけばいいかなと思います。

11月12月もモニタリング的に料金を取らずに夜間利用されるなら、その辺も含めて地域に丁寧な説明をしながら、浸透させていくようお願いしたいです。

松浦委員

指定管理終了後に市に無償譲渡されるということですが、これって耐用年数とか維持管理の費用とか、今スポーツセンターで言うところとどれぐらいかかってくるというのは分かるんですか。

番庄部長

無償譲渡された時点で無料にすることは今のところ考えていません。当然、残存価値は下がっていくとしても修繕費がかかってきますので、300円というのはそのまま維持していかないといけないと思っています。LED照明なんですけど、どれぐらい使えるかっていうのは、まだはっきりした数値は出ていません。これまで白熱球であればほぼ5年ということだったんですが、LEDは更に延びるからこそ安価に電気代も安くできるメリットがございますので、概ね5年10年くらいは持つのかな、と思っています。ただ風雨にさらされている部分ですので、日々の日常管理が必要だとは思っています。決して無償譲渡だからといって、全く無制限のまま管理しないまま使っていくようなことはないようにします。

赤井教育長

ほかにご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

委員

(はい)

赤井教育長

ご意見はないようですので、それでは議案第23号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについては、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございました。

それでは議案第22号の方、資料の準備は、よろしいでしょうか。

岡本課長

はい。

それでは改めまして、議案第22号の説明をさせていただきます。

今お手元に2枚お配りしましたのが、1枚面がこれまでをまとめたもの、2枚目が最後にとった第2次アンケートの結果でございます。

経過につきましては、これまでの協議会でご説明してきたとおりです。元々5月22日の学校運営協議会で、校名変更について決定されたという経過がございまして、第1次アンケートを踏まえて、協議会の中で話あわれて、第2次アンケートが行われました。今お配りしたのが、第2次アンケート結果になります。

最終的に学校運営協議会の方で、ひらがな「たからづか支援学校」で校名変更したいということでお話がありましたので、教育委員会としてひらがな「たからづか支援学校」という名称に変更する方向で進めていきたいということです。

アンケートの中身につきましては、お配りしている内容となります。

資料の不足の件大変申し訳ございませんでした。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

赤井教育長 第2次アンケートの部分は、特に説明しなくてよろしいでしょうか。

資料がなくても説明した内容と同じですか。

岡本課長 アンケートのご意見として大きくは、漢字の方が分かりやすいというのが漢字の方のご意見。ひらがなの方がどの世代でも意味合い含めてわかりやすいというところを尊重したいということです。

赤井教育長 もう一枚の方は、先ほど説明のあった経緯であるとか、これまでのことをまとめた資料ということで、ここについては特に補足がなくてよろしいでしょうか。

岡本課長 そうですね。

赤井教育長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

今、追加で配布させていただいていますので、少しお時間取って見ていただいてもいいかと思います。

先ほど口頭での説明のあった分が、今資料として目の前に配らせていただいています。

資料を見ていただきながらでもご質問ございましたら。

石井委員 2点確認ですが、予算案が7月に提出とあるのですが、これは大体、幾らぐらいですか。9ページのところです。

岡本課長 今、財政部局と折衝中ですが、概ね200万円くらいはかかりそうです。学校の校名のネームプレートの部分や、あと学校旗というのを買い替えする辺りが金額的には大きいです。

石井委員 補正予算にはまだ出ていませんか。

岡本課長 今、予算要求中です。12月市議会で、今回の条例改正と併せて予算要求することになりますので、次回の教育委員会の会議で付議させていただきたいと思います。

石井委員 あと、僕も外の人間として「ほうよう」の名称で親しんでいるので、名称の「よう」が消えるのは、これからどう呼ばれていくのでしょうか。

岡本課長 そうですね。

「養護学校」という名称が消えること自体は、特別支援学校に制度が変わってますし、皆さん割と先ほどもご説明申し上げたとおり、そこは一定ご理解いただいているのかと思います。

第1回目のアンケートの際に、名前のリストの中に「ほうよう」というのが確かに候補に上がっていました。

学校の影響自体の皆さんの話の中で、平成31年に尼崎市で学校名を変更し、こっちが「あまよう特別支援学校」で、「ほうよう」とすると2番煎じみたいで嫌だ、というご意見があったようで、そこはちょっと外したいということでした。

「ほうよう」と言ったときに、皆さんには馴染みのある言葉ではあるかもしれないんですが、一般、市民さんには馴染みのない言葉というあたりも含めて「ほうよう」は外そう、という話になったと聞いています。

石井委員 じゃあ、こういう業界というか、その中では「ほうよう」と呼び続けるような雰囲気ですか。

岡本課長 スローガンのようなものですかね。「あまよう」さんも「あ」「ま」「よ」「う」それぞれ言葉を後ろに繋げて、学校のやっていく方向性みたいなのを書いてたりしているみたいなので、そのあたり「ほうよう」というのは特段こ

- ちらとして問題はないかと思います。
- 石井委員 別にいいんですね。
- 岡本課長 はい。
- ただ、学校の名称としては「ほうよう」というのは外していくということです。
- 石井委員 「ほうよう」って言葉を使っていいのかで疑問がありました。
- 岡本課長 そこは尼崎市も名前をどうするかで、大分、お話しされたようで、あちらは「あまよう」という言葉が大分浸透しているってということで「あまよう」を残したということのようです。
- 石井委員 学校の先生は「ほうよう」ですね。
- 西口次長 そうですね。
- 岡本課長 名前変わってもひょっとしたら「ほうよう」って言うておられるかもしれません。
- 春日井委員 愛称として残るということもあると思いますが、理念的に言いうと「養護」っていうのは「保護・養育」なんです。「保護して養育する」っていう。でも「支援」っていうのは、子どもは単なる保護育成の対象だけでなく、権利主体なんだ、という。だからそれを支援していくっていう、そういう理念の転換があるんですね。だから権利条約の影響も大きいです。そういった点で、でも特別にその子等だけでなく、全ての子が支援の対象という正に権利主体として、という広がりもあって「特別」という言葉をあえて付けずに、支援学校という風にして。宝塚の場合、身体障碍のみってことですので、中身的には知的障害、情緒障害、今は発達障害も含めて「精神発達」って言い方をしてますね。権利主体として支援をされる対象の子どもたちはいる、という理解をしていただけると良いのではないかなと思います。
- 赤井教育長 ありがとうございます。
- ほかにご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
- 委員 (なし)
- 赤井教育長 それでは、議案第22号 宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条

例の制定について意見を申し出ることについては、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員 (承認)

赤井教育長 ありがとうございました。

本日の予定の案件は以上ですが他に報告いただくことはありますか。

岡本課長 ございません。

赤井教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前10時10分
